

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人上越教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・役員に支給される報酬のうち、期末特別手当(賞与)については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

・国立大学法人上越教育大学は、教員の養成と再教育を担い教育に関する先端的な研究を進める大学を運営することを使命としており、大学の機能強化に向けて実践的指導力の育成・強化を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で学長は、常勤職員約300人の法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督して経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の報酬月額、は、法人化移行前に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務の特性は前述のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、また、報酬水準は、他の教員養成系単科大学の長の報酬と同水準である。

こうした職務の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えます。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・平成25年4月から、期末特別手当にかかる減額措置を廃止

理事

・平成25年4月から、期末特別手当にかかる減額措置を廃止

理事(非常勤)

改定なし

監事	}	該当者なし	}
監事(非常勤)		改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	14,998	10,700	4,209	89 (寒冷地手当)	4月1日		
A理事	9,832	6,994	2,763	24 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	11,524	6,994	3,174	1,259 (地域手当) 45 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)	4月1日	3月31日	◇
C理事 (非常勤)	812	812			4月1日		※
A監事 (非常勤)	812	812				3月31日	※
B監事 (非常勤)	812	812				3月31日	

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注3: 前職欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等の役員となるために退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等の役員として在職する者)であることを示し、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年 月				
法人の長	5,785 (49,761)	4 (30)	0 (0)	平成25年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、勤務業績及び貢献度を考慮の上、額の増減は行わないこととした。
理事A	4,233 (42,970)	4 (44)	0 (0)	平成25年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、勤務業績及び貢献度を考慮の上、額の増減は行わないこととした。
理事B						該当なし
理事C (非常勤)						該当なし
監事A (非常勤)						該当なし
監事B (非常勤)						該当なし

注1: 「法人の長」及び「理事A」については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮して決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・人材評価の評価結果や勤務成績等を考慮して昇格及び昇給を実施し、また、勤勉手当の成績率を決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	昇給区分C(4号俸)を標準として、勤務成績に応じてA(8号俸)からE(0号俸)の昇給区分で昇給させることができる。 注1: 特定職員の標準である昇給区分Cは3号俸。 注2: 昇給抑制年齢職員の標準である昇給区分Cは0号俸とし、A(2号俸)とB(1号俸)の昇給区分。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・平成25年4月から、期末手当及び勤勉手当にかかる減額措置を廃止
- ・平成25年4月から、免許状更新講習業務手当の支給対象者に一部の特任教員を追加
- ・平成25年4月から、管理職手当の支給対象者に学長特別補佐を追加
- ・平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員のうち、調整の必要がある者について、これまで抑制してきた昇給を最大1号俸回復
- ・平成26年1月から、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない
- ・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、次の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - ・実施期間: 平成24年7月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容: (平成25年度に職員が在職する俸給表のみ記載)
 - ・俸給月額から9.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)7級以上、教育職(一)5級以上、特任(一)5級
 - ・俸給月額から7.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)3～6級、教育職(一)3～4級(特任教員を除く。)
 - ・俸給月額から4.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)2級以下、一般職(二)3級以下、教育職(一)3～4級(特任教員)、教育職(一)2級以下、教育職(二)特2級以上
 - ・俸給月額から1.77%を減じて支給する職務の級等: 教育職(二)2級以下
 - ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・当該職員の減額率を減じて支給する手当: 地域手当(俸給月額に対する部分)、広域異動手当(俸給月額に対する部分)、教職調整額
 - ・10%を減じて支給する手当: 管理職手当、地域手当(管理職手当に対する部分)、広域異動手当(管理職手当に対する部分)
 - ・6.77%を減じて支給する手当(実施期間: 平成25年3月まで): 期末手当、勤勉手当

- ・国と異なる措置の概要:
 - ・教育職(一)適用の特任教員及び教育職(二)適用職員の減額率を3ポイント引き下げ
 - ・教職調整額を減額措置の対象
 - ・期末手当及び勤勉手当の減額率を3ポイント引き下げ
 - ・期末手当及び勤勉手当の減額期間を平成25年3月で終了

(役員について)

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額から9.77%を減じて支給
- ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・9.77%を減じて支給する手当:地域手当、広域異動手当、非常勤役員手当
 - ・6.77%を減じて支給する手当(実施期間:平成25年3月まで):期末特別手当
- ・国と異なる措置の概要:
 - ・期末特別手当の減額率を3ポイント引き下げ
 - ・期末特別手当の減額期間を平成25年3月で終了

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

注1: 「常勤職員」の区分には、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は含まない。

注2: 「在外職員」及び「任期付職員」の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 人員が2人以下の区分及び職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 254	歳 48.0	千円 6,865	千円 5,001	千円 47	千円 1,864
事務・技術	人 82	歳 46.0	千円 5,424	千円 3,994	千円 51	千円 1,430
教育職種 (大学教員)	人 137	歳 50.8	千円 7,809	千円 5,624	千円 45	千円 2,185
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 30	歳 40.5	千円 6,487	千円 4,891	千円 37	千円 1,596
特任教員 (人事交流教員)	人 4	歳 47.3	千円 7,425	千円 5,448	千円 81	千円 1,977

注1: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手である。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「特任教員(人事交流教員)」とは、都道府県教育委員会等との人事交流による大学教員である。

注4: 「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
特任教員 (退職教員等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

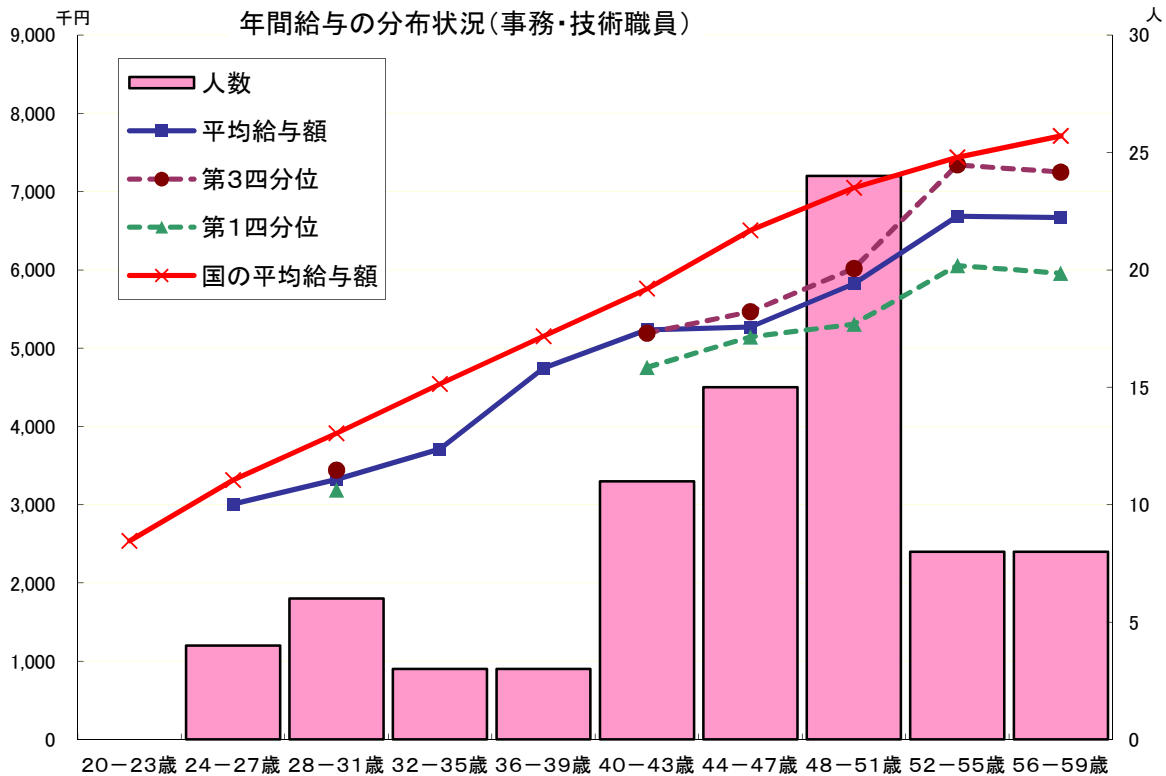
注1: 「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

非常勤職員	人 4	歳 45.5	千円 2,374	千円 1,802	千円 52	千円 572
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 「技能・労務職種」とは、用務員である。

注2: 「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

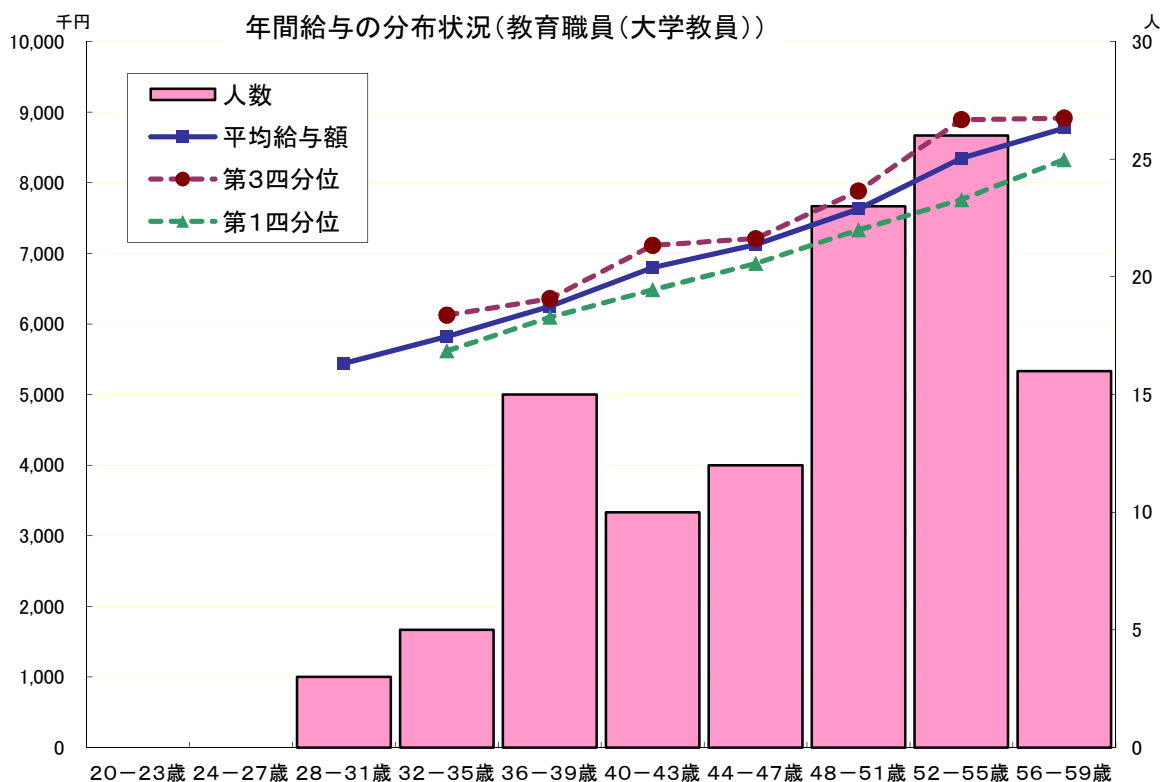
注2: 年齢「24～27歳」、「32～35歳」及び「36～39歳」の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
・課長	11	53.8	7,247	7,876
・副課長	9	51.1	5,869	6,162
・主査	43	47.9	5,167	5,788
・主任	8	41.8	3,943	4,741
・スタッフ	11	29.2	3,033	3,442

注1: 本法人は係制でないため、係長相当職である「主査」を代表的職位として掲げた。

注2: 本法人は係制でないため、係員相当職である「スタッフ」を代表的職位として掲げた。



注1: 年齢「28～31歳」の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・教授	69	57.1	8,147	8,600	8,915
・准教授	50	45.4	6,501	7,013	7,397
・講師	15	38.6	5,442	5,990	6,392
・副学長	3	59.5	—	9,950	—

注1: 副学長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	主任 スタッフ	主査 主任	副課長 主査	課長 副課長
人員 (割合)	82	1 (1.2%)	13 (15.9%)	22 (26.8%)	34 (41.5%)	5 (6.1%)
年齢(最高 ～最低)			40～24	51～39	59～47	56～40
所定内給 与年額(最高 ～最低)			3,357～2,083	4,233～3,227	4,692～3,734	6,276～4,309
年間給与 額(最高～ 最低)			4,423～2,772	5,694～4,430	6,439～5,142	8,243～6,056

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		7 (8.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～51				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,010～5,353				
年間給与 額(最高～ 最低)		7,924～7,247				

注：1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	137	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (10.9%)	50 (36.5%)	72 (52.6%)
年齢(最高 ～最低)				53～31	60～32	64～45
所定内給 与年額(最高 ～最低)				5,203～3,829	5,892～4,054	7,921～5,263
年間給与 額(最高～ 最低)				7,149～5,307	8,129～5,619	10,888～7,274

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.9	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.1	% 34.1
	最高～最低	% 41.0～31.9	% 35.6～30.3	% 36.2～32.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.1	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 32.9	% 34.3
	最高～最低	% 41.7～32.3	% 38.9～29.8	% 36.9～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 63.8	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 36.2	% 36.9
	最高～最低	% 49.6～33.4	% 46.2～31.1	% 45.7～33.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.3	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.7	% 34.2
	最高～最低	% 41.7～33.0	% 38.9～25.9	% 38.9～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.2
96.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>85.2</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>86.5</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>93.5</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	85.2	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>86.5</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>93.5</td> </tr> </table>	地域勘案	93.3	学歴勘案	86.5	地域・学歴勘案	93.5
対国家公務員	85.2										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>86.5</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>93.5</td> </tr> </table>	地域勘案	93.3	学歴勘案	86.5	地域・学歴勘案	93.5				
地域勘案	93.3										
学歴勘案	86.5										
地域・学歴勘案	93.5										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由											
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.6%】 (国からの財政支出額 3,355,000千円、支出予算の総額 4,561,000千円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円】(平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合】(平成25年4月1日現在) (事務・技術職員 10.7%、75人中 8人) (教育職員(大学教員) 10.8%、139人中15人)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】(平成25年4月1日現在) (事務・技術職員 28.0%、75人中 21人) (教育職員(大学教員) 100%、139人中139人)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 53.4%】 (支出総額 4,017,040千円、給与・報酬等支給総額 2,146,833千円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、「対国家公務員指数」は100未満であり、平成24年度決算における累積欠損額もないことから給与水準は適正であると考ええる。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>										
講ずる措置	今後も適正な給与水準を維持していく。										

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.8

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,104,459	千円 2,146,833	千円 (%) △ 42,374 (△ 2.0)	千円 (%) △ 155,534 (△ 6.9)
退職手当支給額 (B)	千円 229,796	千円 159,114	千円 (%) 70,682 (44.4)	千円 (%) 129,750 (129.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 152,927	千円 144,630	千円 (%) 8,297 (5.7)	千円 (%) 19,847 (14.9)
福利厚生費 (D)	千円 311,552	千円 300,121	千円 (%) 11,431 (3.8)	千円 (%) 21,064 (7.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,798,734	千円 2,750,698	千円 (%) 48,036 (1.7)	千円 (%) 15,127 (0.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○比較増△減について

- ① 「給与、報酬等支給総額(A)」の増減の要因 (対前年度比 △42,374千円)
 - ・特例法を参考に報酬及び俸給月額を減額した期間について、平成24年度は7月からの9ヶ月間であったが平成25年度は4月からの12ヶ月間であったことによる減
 - ・退職者等の不補充による支給人員の減
- ② 「退職手当支給額(B)」の増減の要因 (対前年度比 70,682千円)
 - ・支給人員の増
- ③ 「非常勤役職員等給与(C)」の増減の要因 (対前年度比 8,297千円)
 - ・業務量増加対応のための雇用の増
- ④ 「福利厚生費(D)」の増減の要因 (対前年度比 11,431千円)
 - ・非常勤職員増に伴う法定福利費の増
 - ・法定福利費の負担金率の増
 - ・法定外福利費の増

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、支給水準を引き下げた。

役員に関する講じた措置の概要: 現行規定で計算された額に87% (※) を乗じて支給。

職員に関する講じた措置の概要: 現行規定で計算された額に87% (※) を乗じて支給。

(※) 平成25年1月1日から平成25年9月30日までは98%、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92%。

IV 法人が必要と認める事項

特になし